



平成 22 年 5 月 6 日

平成 22 年度さいたま市テクニカルブランド企業認証申請募集要領

さいたま市では、独創性・革新性に優れた技術を持つ市内の研究開発型企業を「さいたま市テクニカルブランド企業」として認証するため、下記のとおり認証取得の申請を募集します。

認証された企業には、さいたま市が企業情報の発信をするとともに財団法人さいたま市産業創造財団をはじめとする各種支援機関と連携しながら、個々の企業に応じた更なる競争力向上の支援を行います。

さいたま市は、こうした活動を通じて市内の研究開発型企業の更なる技術力・競争力向上と、本市産業全体の活性化やイメージアップに取り組みます。

記

1. 応募資格

平成 22 年 5 月 6 日現在、さいたま市内に本社、研究開発拠点又は主たる製造拠点を有し、研究開発活動に継続的かつ重点的に取り組む企業であって、下記の産業分類表に該当する製造業者。

企業規模は問いませんが 1 年以上の事業継続の実績（市内であることは問いません）を有するもの。

該当：産業分類表

業種（総務省：日本標準産業分類（平成 19 年 11 月改定）による）

製造業（大分類 E）

- ・ 化学工業（中分類 16）
- ・ プラスチック製品製造業（18）
- ・ ゴム製品製造業（19）
- ・ 非鉄金属製造業（23）
- ・ 金属製品製造業（24）
- ・ はん用機械器具製造業（25）
- ・ 生産用機械器具製造業（26）
- ・ 業務用械器具製造業（27）
- ・ 電子部品・デバイス・電子回路製造業（28）
- ・ 電気機械器具製造業（29）
- ・ 情報通信機械器具製造業（30）
- ・ 輸送用機械器具製造業（31）

2. 認証の視点

審査・認証に当たっては、次の事項を総合的に勘案して行います。

技術優位性の高さ

国際的・全国的な水準に照らして、独創性、新規性、革新性を持つコア技術を保有していること、又はそのための新規の研究開発活動を具体的に行っていること

市場評価の高さ

コア技術を適用又は応用して、国際的・全国的に見て優れた製品・技術（部品や基盤技術を含む）を有し、当該市場で一定の占有率（シェア）を獲得していること、又は一定の占有率を今後獲得する蓋然性が高いこと、若しくはそのための具体的計画を有していること

企業価値の高さ

当該企業の企業活動が公序良俗に反するものでないと同時に、市場・顧客等から継続的・持続的に優れた企業価値を有すると認められる企業であること、又は今後、企業価値が高まることが期待される企業であること

認証の必要性・重要性

さいたま市の産業振興施策の見地から見て、当該企業を認証することが、地域経済の活性化、雇用機会の創出等につながると判断される技術・製品を持つと同時に、本市産業の活性化やイメージアップにつながると判断される企業であること

3. 認証後の特典について

さいたま市テクニカルブランド企業に認証された企業には、主に次の広報や支援などの特典があります。

認証書の交付

さいたま市テクニカルブランド企業の名称およびロゴマークの使用権利付与

認証企業紹介冊子への掲載

経済誌、新聞等媒体におけるPR記事掲載

さいたま市ホームページ等によるさいたま市テクニカルブランド企業情報の掲載

さいたま市が出展する国際展示会におけるPR

財団法人さいたま市産業創造財団や産学連携支援センター埼玉と連携した支援

・産学連携等を通じた各種技術開発支援

・高度な知見や実績を持つ専門家を通じた経営強化支援および人材育成支援の実施

埼玉国際ビジネスサポートセンターや日本貿易振興機構（ジェトロ）と連携した国際ビジネス支援の実施

連携している産業支援機関等による各種支援

4. 募集期間

平成22年5月6日（木）から5月31日（月）まで

郵送の場合は、5月31日（月）消印まで有効

5. 応募方法・提出部数

下記の書類を、さいたま市産業展開推進課に持参若しくは郵送にて2部ご提出ください。

さいたま市テクニカルブランド企業認証申請書（別添様式第1号のとおり）
さいたま市テクニカルブランド企業の認証に係る誓約書（別添様式第2号のとおり）
登記簿、定款または他の書類で会社の設立及びさいたま市内への立地を証明するもの
直近の法人市民税納税証明書の写し

会社案内・製品カタログ等、企業及び製品・技術の特長を紹介するもの
申請に係る製品・技術の産業財産権（申請書も含む）に関する証明書類
その他申請様式の記載内容を補足するもの

なお、今後の審査において追加して資料の提出をお願いする場合がありますので、
予めご了承ください。

6. 申請用紙の取得

申請用紙は次の各所で配布するほか、さいたま市ホームページ「さいたま市ビジネス支援・企業立地サイト」からダウンロードできます。

< 配布場所 >

- ・さいたま市役所経済局経済部 産業展開推進課
さいたま市浦和区常盤6-4-4（ときわ会館3F（さいたま市役所本庁舎西隣））
TEL048-829-1371
- ・さいたま市役所経済局経済部 経済政策課
さいたま市浦和区常盤6-4-4（さいたま市役所本庁舎2F）
TEL048-829-1363
- ・財団法人さいたま市産業創造財団
さいたま市中央区下落合5-4-3（さいたま市産業文化センター4F）
TEL048-851-6652
- ・産学連携支援センター埼玉
さいたま市中央区上落合2-3-2（新都心ビジネス交流プラザ3F）
TEL048-857-3901
- ・埼玉国際ビジネスサポートセンター
さいたま市大宮区桜木町1-7-5（大宮ソニックシティビル10F）
TEL048-647-4156
- ・さいたま商工会議所（総務本部、業務本部、浦和・大宮・与野・岩槻の各支所）
（総務本部）さいたま市浦和区高砂3-17-15　さいたま商工会議所会館3F
TEL048-838-7700

< 申請用紙のダウンロード >

さいたま市ホームページ「さいたま市ビジネス支援・企業立地サイト」

[URL:http://www.saitamacity-business.jp/tech/tech03.html](http://www.saitamacity-business.jp/tech/tech03.html)

（キーワード検索で「さいたま市テクニカルブランド企業認証事業概要」とご入力し
アクセスしてください）

7. 認証の決定

認証式（認証書の交付）を平成22年11月に開催される、さいたま市商工見本市「コラボさいたま2010」にて行います。

認証の可否につきましては、全ての申請企業に対して個別に通知します。

8. 認証期間

本制度による認証期間は、認証を受けた日から3年間を経過した年度の年度末（平成26年3月31日）までです。

なお、認証期間の継続をご希望の場合は、平成25年度に継続のための審査が必要となります。

9. 認証までのスケジュール

5月6日～31日	公募
6月～7月中旬	第1次審査（書類選考）
7月下旬	第1次審査結果通知
7月下旬～8月	第2次審査（プレゼンテーション審査）
10月	第2次審査結果通知
11月	さいたま市商工見本市（コラボさいたま）にて認証式

スケジュールは現時点の予定であり、都合により変更する場合がありますので、予めご了承ください。

10. 留意事項

提出された書類は返却いたしません。

申し込み内容に関する特別なノウハウや秘密事項については、あらかじめ法的保護を行うなど、応募者の責任で対応して下さい。

申請書にご記入いただいた連絡先等の個人情報につきましては、当事業の実施に伴う事項、本市が実施する各種事業のご案内のみに利用させていただきます。

審査内容等に関する個別のお問い合わせについては一切お答えできませんのでご了承ください。

応募資格、募集対象等に違反する事項があった場合には、失格あるいは認証取り消しとする場合があります。

本事業の申請やプレゼンテーションなどに要する経費については、応募者の負担となります。

申込先及び問い合わせ先

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4

さいたま市 経済局経済部 産業展開推進課

TEL 048-829-1371

E-mail: sangyo-tenkai-suishinka@city.saitama.lg.jp

URL: <http://www.saitamacity-business.jp/index.html>